

特別区設置における 財政シミュレーション(一般財源ベース)

2020年(令和2年)8月11日
副首都推進局

【資料の目的・位置づけ】

- ◆ 本資料は、**特別区の財政運営が将来的に成り立つのかを検証するための参考資料**として、第36回大都市制度（特別区設置）協議会（2020（R2）年7月31日）において作成された「特別区設置協定書」と「特別区制度（案）」における制度設計をもとに**副首都推進局が従来の財政シミュレーションを更新したもの**
- ◆ 推計にあたっては、大阪市「今後の財政収支概算（粗い試算）（2020（令和2）年3月版）」（以下、「市『粗い試算』」という。）を精査して算出した**大阪市の財政に関する将来推計の数値**を、「特別区設置協定書」等をもとに**特別区分・大阪府分に仕分けた後、これに反映されていない改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額（人件費）・特別区設置に伴うコストを加味した**
- ◆ なお、本資料で示した財政推計は、現時点で把握できる数値を基に一定の前提条件をおいたうえで行った極めて粗い試算であり、今後の景気動向、地方財政制度の改正や予算編成等で変動する可能性もあるため、**相当の幅をもって見る必要がある**

目次

1 財政シミュレーションを行うにあたって

- (1) 財政シミュレーションの算定方式財シ- 1
- (2) 新型コロナウイルス感染症による影響に関する財政シミュレーション上の取扱い財シ- 2
- (3) 財政シミュレーションの前提条件財シ- 4

2 財政シミュレーション結果

- (1) 特別区の収支
 - ・特別区全体の収支財シ- 6
 - ・各特別区の収支財シ- 8
- (2) 大阪府の収支 [参考]財シ- 1 6

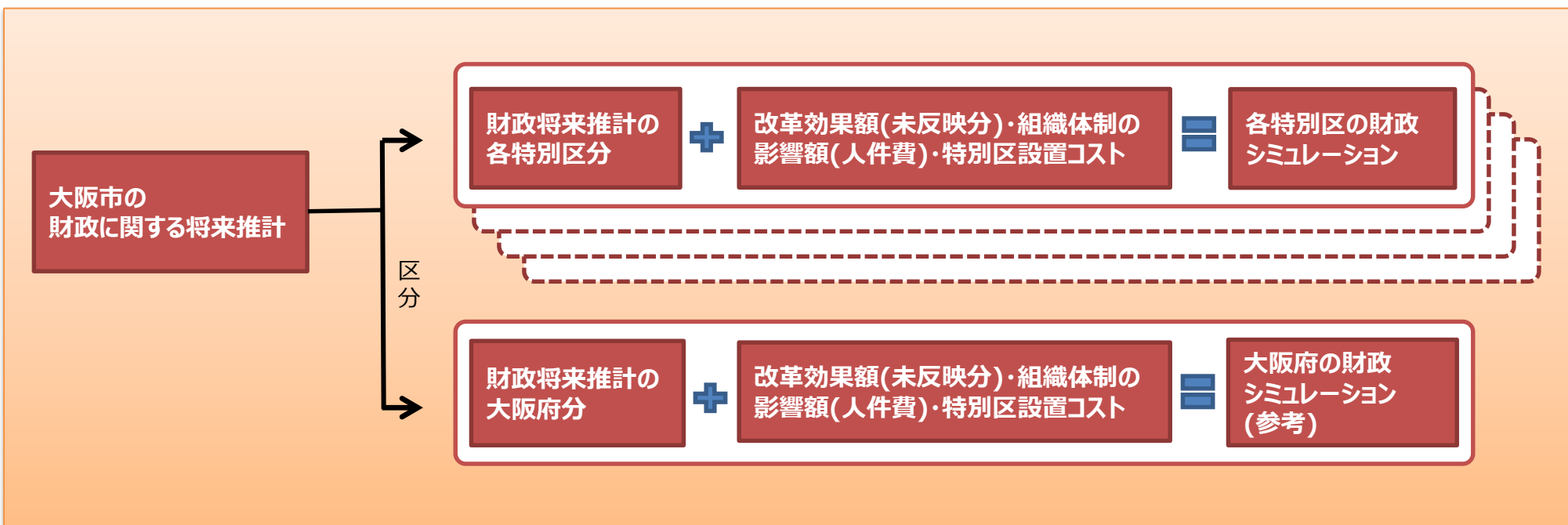
3 参考資料

- (1) 前提条件 (詳細)財シ- 1 8
- (2) AB項目関係の改革効果額 (未反映分) の内訳財シ- 2 0
- (3) 組織体制の影響額財シ- 2 4
- (4) 設置コスト財シ- 2 5
- (5) 財政シミュレーション計数表財シ- 2 6
- (6) 大阪府の財政収支財シ- 3 2

※ 本資料の各表においては、表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがある

1 財政シミュレーションを行うにあたって

(1) 財政シミュレーションの算定方式



この財政シミュレーションでは、

- 大阪市の財政に関する将来推計を事務分担（案）等に基づき各特別区分と大阪府分に分け、改革効果額(未反映分)・組織体制の影響額(人件費)・特別区設置に伴うコストを加味し、特別区設置後の収支見通しとして作成
- 特別区設置の日を2025（R7）年1月1日とし、シミュレーション期間は、2025（R7）年度から2039（R21）年度まで

※「大阪府の財政収支」についても示した

1 財政シミュレーションを行うにあたって

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響に関する財政シミュレーション上の取扱い

- R2年3月公表の市「粗い試算」をベースとしている
 - ✓ R2年度当初予算で前倒し実施された「小中学校給食費の無償化」は反映されている（R3年度以降も同様）
- また、R2年度大阪市補正予算で追加措置済みの感染症対策経費は、国補正予算の措置でカバーされている状況（R2年7月20日現在）

感染症対策に要する経費

【歳出の増】 感染症対策のための経費増加

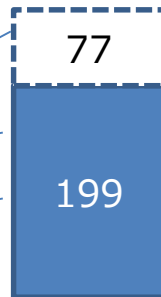
- 感染拡大対策
- 事業者支援金、給付金 など

(参考) 大阪市新型コロナウイルス緊急対策における財政規模（一般財源）

<当初予算> 市「粗い試算」に反映済
・小中学校給食費無償化（77億円）

<第1回補正予算>
・休業要請支援金（93億円）

<第3回補正予算>
・感染拡大防止、生活支援等
（106億円）



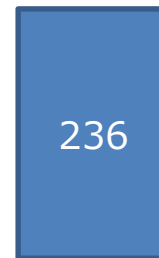
【財源措置】 国補正予算による措置

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

（第1次・第2次補正 計3兆円）など

(参考) 国補正予算による
新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金

大阪市の交付限度額（第1次・第2次補正）



※国補正予算で計上されている新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療提供体制整備・介護サービス体制支援）の配分額は未反映

※副首都推進局調べ（R2年7月20日現在）

今後の財政的な影響について（感染症対策、税収等の動向のほか、これらに対応する国からの財源措置を含む）

合理的な根拠に基づいた適切な試算は現時点で困難だが、新型コロナウイルス感染症による影響は全国の地方自治体共通の課題であり、**地方交付税や臨時の交付金等による相応の財源措置が想定**される

税収等への影響

【歳入の減】 地方公共団体の税収減
【歳出の増】 社会保障経費の増

など



【財源措置】 国の地方財政措置

- 地方交付税（臨時財政対策債）によるカバー
 - ※地方交付税の算定よりも税収が減少する場合は、減収補てん債の発行や普通交付税の精算措置※1

※1 当年度の地方交付税の基準財政収入額算定後、見込んだ額と実績とが大きく乖離し、地方公共団体の財政運営に著しい影響を与える場合があることを考慮して、2通りの是正方法がとられている
①減収補てん債の発行：法人住民税等が算定時の見込額を下回る場合、当該年度の収入確保のために発行できる特別な地方債。元利償還金の75%相当分が後年度の基準財政需要額に算入される
②普通交付税の精算措置：法人住民税等の算定において算定過大・過少があった場合、①で措置されない額が、翌年度以降3年間の基準財政収入額の算定時に加算・減算して調整される

1 財政シミュレーションを行うにあたって

(3) 財政シミュレーションの前提条件

- ▶ 特別区制度（案）における区割り、事務分担、組織体制、財政調整などの制度設計案を前提
- ▶ R12年度以降の数値は、財務リスク分を除き、R11年度と同額と設定
- ▶ 政令指定都市に係る府費負担教職員制度の見直し(※)に伴う影響は、見直し前に戻して推計
※市立小・中学校の教職員について、政令指定都市と道府県に分かれていた権限と負担が、H29年度から政令指定都市に一元化された
- ▶ 市立高校の大阪府への移管（R4年度）による影響を加味して推計
※R4年度以降は、大阪府に措置される地方交付税や府税等で対応
- ▶ 使用している数値は現時点で精査中のものを含んでおり、今後の予算編成において変動する可能性がある

■ 「大阪市の財政に関する将来推計」（歳入・歳出）

歳入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市「粗い試算」の数値を用いて算定（税等一般財源ベース※1） ・ 政令指定都市に係る府費負担教職員制度の見直しに伴う影響は、見直し前に戻して推計
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税額は、市「粗い試算」における推計額をベースに、数値を精査 基準財政需要額のうち①社会保障関係経費は、過去の実績を踏まえて、今後の歳出推計を反映、 ②個別算定経費※2は、特別区設置後は横置き（R7年度～） ・ 特別区（市町村算定）分の算定については、特別区全域を一つの市とみなし、特別区（中核市並み）の標準的な行政水準における補正係数等を適用（大阪府への移管事務は、原則、都道府県分として算定するが、算定項目のない消防・下水道は市町村分で算定）
財政調整財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額及び地方交付税相当額（市町村算定分）（臨時財政対策債を含む） ・ 財政調整財源の特別区と大阪府間の配分割合は、特別区78.7%、大阪府21.3%（ただし、本シミュレーションの試算においては、小中学校給食費無償化（R2年度当初予算）による配分割合への影響を加味（特別区+0.3%、大阪府▲0.3%）） ・ 財政調整交付金の内訳は、普通交付金94%、特別交付金6% ・ 特別区の設置から10年間は、各年度20億円を特別区に特別加算（R7年度～R16年度）
目的税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分 ・ 目的税（都市計画税、事業所税）の配分割合は、特別区53%、大阪府47%
歳出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市「粗い試算」における推計値をベースに数値を精査（税等一般財源ベース※1） 「小中学校給食費無償化」に伴い給食費分の「児童生徒就学費補助」（15億円／年）が不用となることを反映（R3年度～） ・ 特別区ごとの数値は、実額又は関連性が高いと思われる指標等で推計した各特別区のH28年度歳出決算の数値で按分

※1 「税等一般財源」とは、財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、地方税、地方譲与税、税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、地方交付税（臨時財政対策債を含む）などをいう

※2 社会保障関係・府費負担教職員関係・事業費補正関係の算定額を除く

■ 改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額・設置コスト

改革効果額 (未反映分)	<ul style="list-style-type: none"> H23年の大阪府市統合本部設置以降の大阪府・大阪市の改革の取組みのうち、A B項目及び市政改革プランについて、財政的効果を試算のうえ、大阪市の財政に関する将来推計及び「大阪府財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕令和2年2月版」に未反映の財政的効果額を算定
組織体制の影響額 (人件費)	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市の財政に関する将来推計に未反映の組織体制の構築に伴う財政的影響額を反映
設置コスト	<ul style="list-style-type: none"> 特別区設置に係るイニシャルコスト・ランニングコストを算定

○特別区設置までの改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額・設置コスト〔大阪市分〕

財政的影響額（+改善額 ▲悪化額）は以下のとおり試算
（各特別区に承継される財政調整基金の額に反映）

（億円）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
改革効果額（未反映分）	16	27	43	50
組織体制の影響額	-	▲3	▲6	▲9
設置コスト	-	▲39	▲78	▲42
合計	16	▲15	▲41	▲2

※ 円滑な特別区設置のため、段階的に職員採用、システム改修等を実施することとして推計

■ 財源対策

財源対策	<ul style="list-style-type: none"> 特別区の収支（財源対策前）がマイナスとなる場合には、特別区に承継される財政調整基金を活用することと仮定して、シミュレーションを行った ただし、実際の財政運営においては、歳出抑制（経費削減等）や歳入確保（公有地の売却・地方債（行政改革推進債など）の活用等）などの方策を講じることとなるものであり、特別区財政調整基金（以下、「区財政調整基金」という）の活用はあくまでも一例※ 大阪府に承継した財務リスク(損失補償の債務)の引当財源として大阪府が管理するもの（以下、「府承継財政調整基金」という）のうち、毎年度減少する損失補償相当額は、特別区に人口按分により配分するものとした
------	---

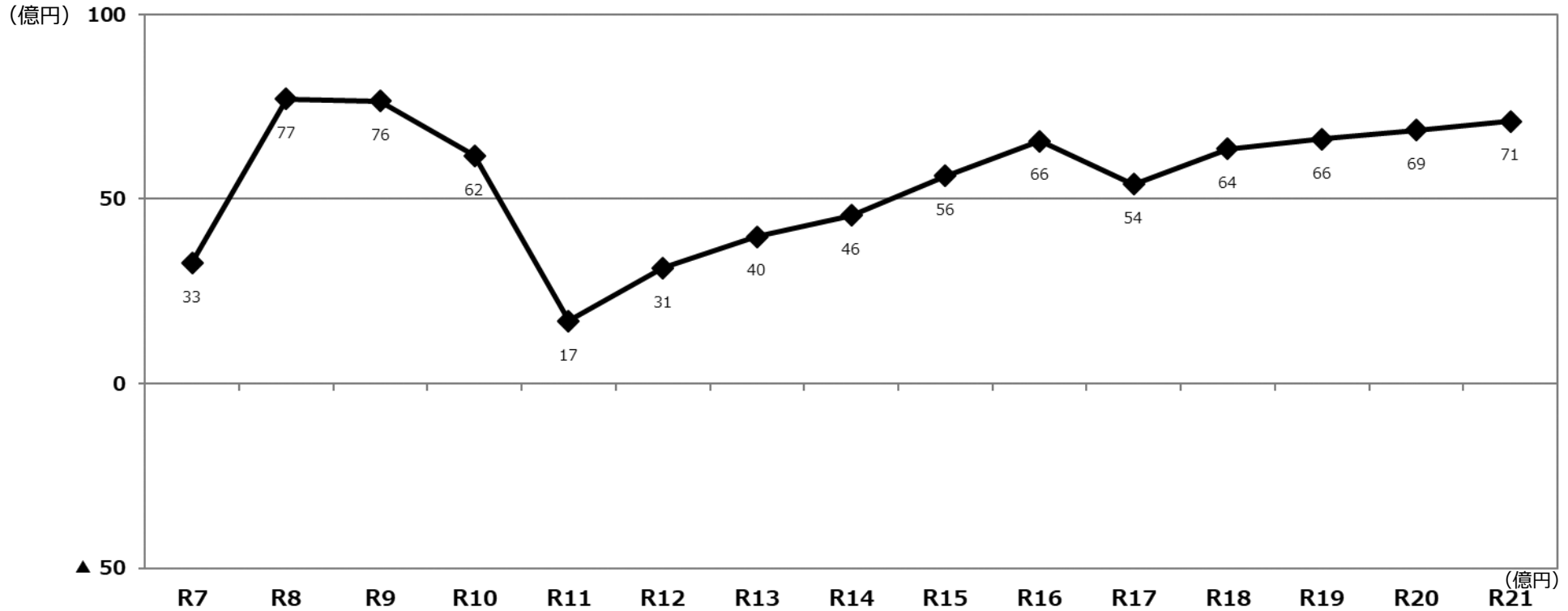
※（参考）主な保有資産 処分検討地：約928億円「大阪市未利用地活用方針一覧（H29年6月30日現在）」
出資財産等：（例）関西電力(株)株式：68,286,880株・簿価 約341億円（R2年3月31日終値換算=約822億円）
（注）この記載は売却方針を表すものではない

2 財政シミュレーション結果 ～ (1) 特別区の収支～

特別区全体

○収支不足は発生しない

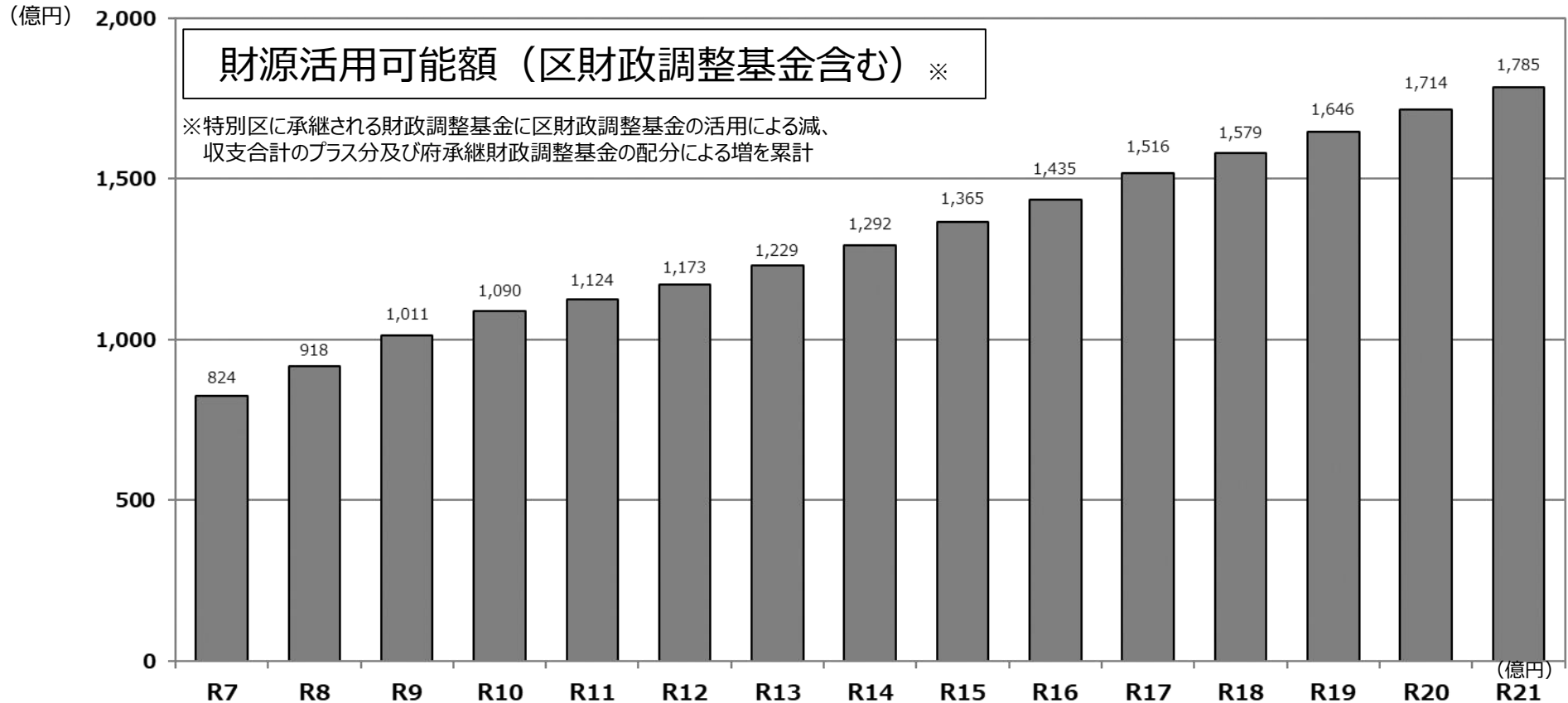
収支 (財源対策前)



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
財政収支推計 A	25	37	34	13	▲ 40	▲ 38	▲ 39	▲ 38	▲ 36	▲ 34	▲ 52	▲ 49	▲ 48	▲ 48	▲ 46
改革効果額(未反映分) B	61	80	83	90	99	105	110	112	116	119	119	121	120	120	119
組織体制の影響額 C	▲ 21	▲ 21	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 19	▲ 14	▲ 10	▲ 6	▲ 2	2	5	8	11	13
設置コスト D	▲ 32	▲ 19	▲ 19	▲ 19	▲ 20	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 15	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 15
計 E=A+B+C+D	33	77	76	62	17	31	40	46	56	66	54	64	66	69	71

○収支不足は発生しない

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる



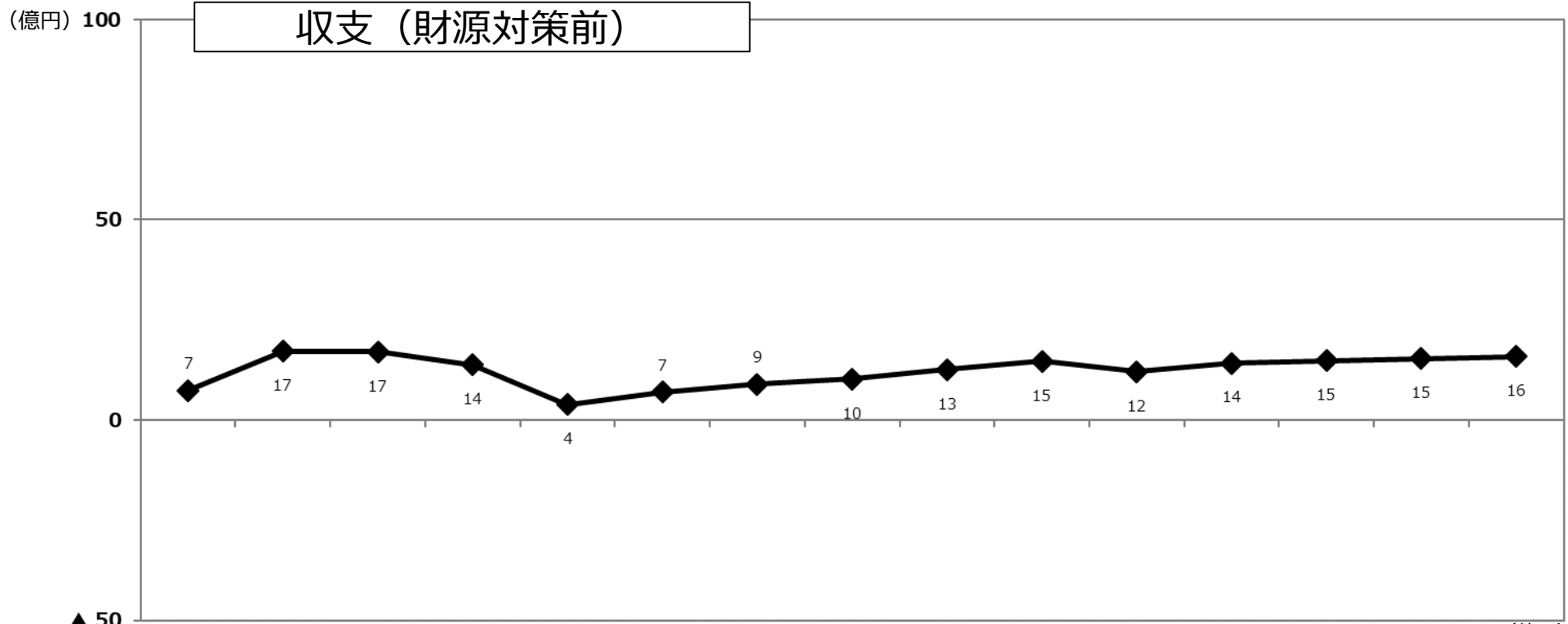
区財政調整基金の活用 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G=E+F	33	77	76	62	17	31	40	46	56	66	54	64	66	69	71
府承継財政調整基金の配分	17	17	17	17	17	17	17	17	17	4	27	0	0	0	0
財源活用可能額 (区財政調整基金含む)	824	918	1,011	1,090	1,124	1,173	1,229	1,292	1,365	1,435	1,516	1,579	1,646	1,714	1,785

※特別区設置時点で特別区に承継される財政調整基金：約774億円

2 財政シミュレーション結果 ～（1）特別区の収支～

淀川区

○収支不足は発生しない



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
財政収支推計 A	13	16	15	10	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 0	0	▲ 4	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3
改革効果額(未反映分) B	14	18	18	20	22	23	24	25	26	26	26	27	27	26	26
組織体制の影響額 C	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 4	▲ 3	▲ 2	▲ 1	▲ 0	0	1	2	2	3
設置コスト D	▲ 15	▲ 12	▲ 12	▲ 11	▲ 12	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 11
計 E=A+B+C+D	7	17	17	14	4	7	9	10	13	15	12	14	15	15	16

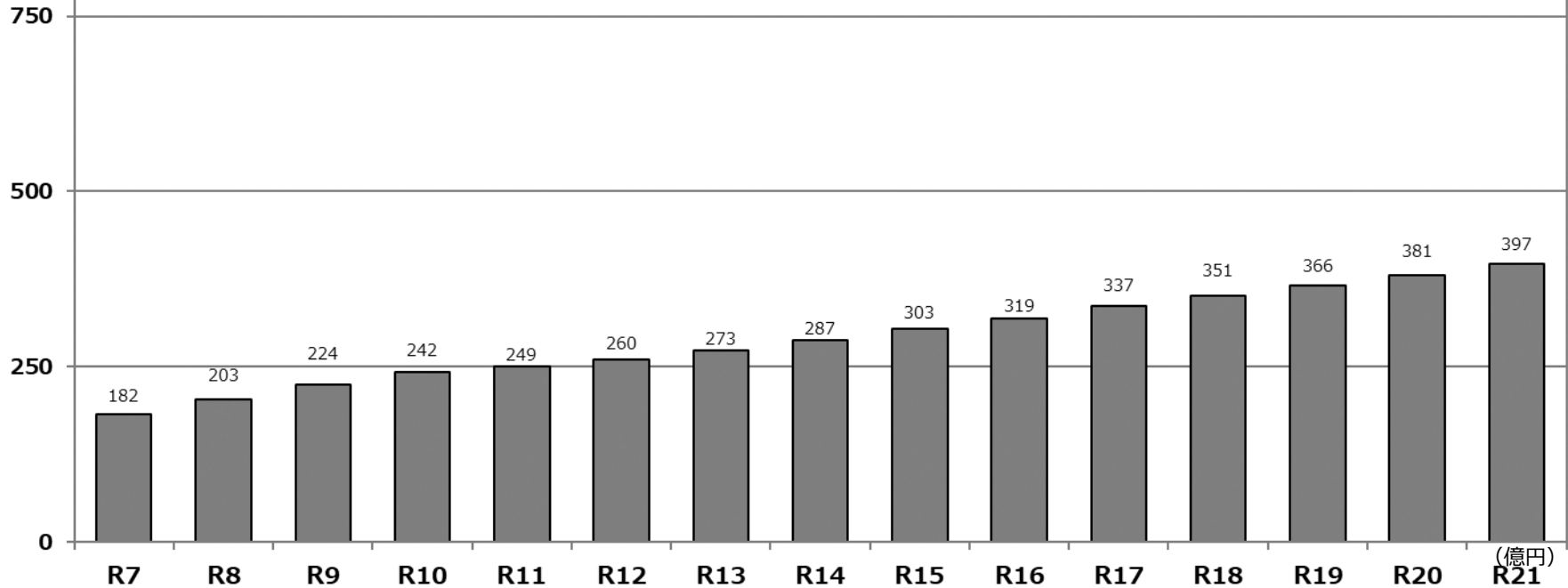
○収支不足は発生しない

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる

(億円) 1,000

財源活用可能額（区財政調整基金含む）※

※特別区に承継される財政調整基金に区財政調整基金の活用による減、収支合計のプラス分及び府承継財政調整基金の配分による増を累計

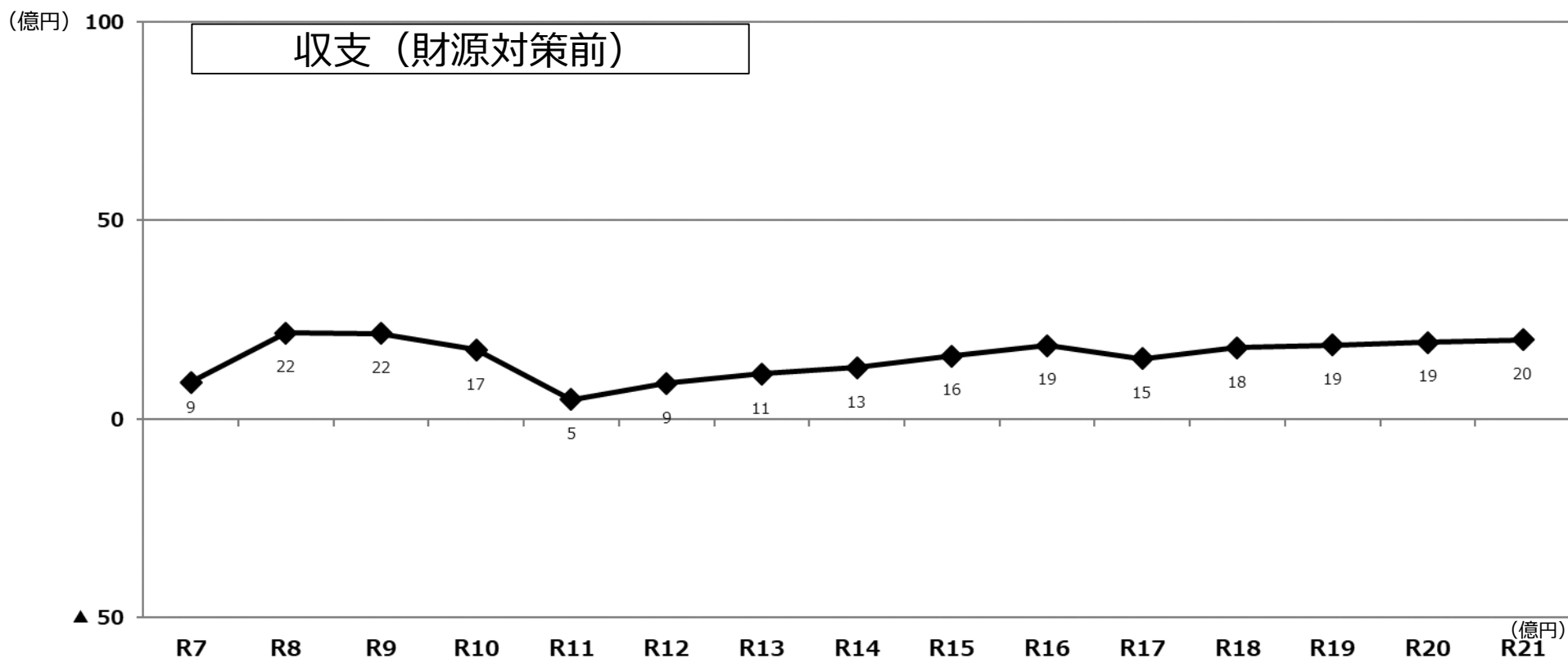


区財政調整基金の活用 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G=E+F	7	17	17	14	4	7	9	10	13	15	12	14	15	15	16
府承継財政調整基金の配分	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	6	0	0	0	0
財源活用可能額 (区財政調整基金含む)	182	203	224	242	249	260	273	287	303	319	337	351	366	381	397

※特別区設置時点で特別区に承継される財政調整基金：約171億円

北区

○収支不足は発生しない

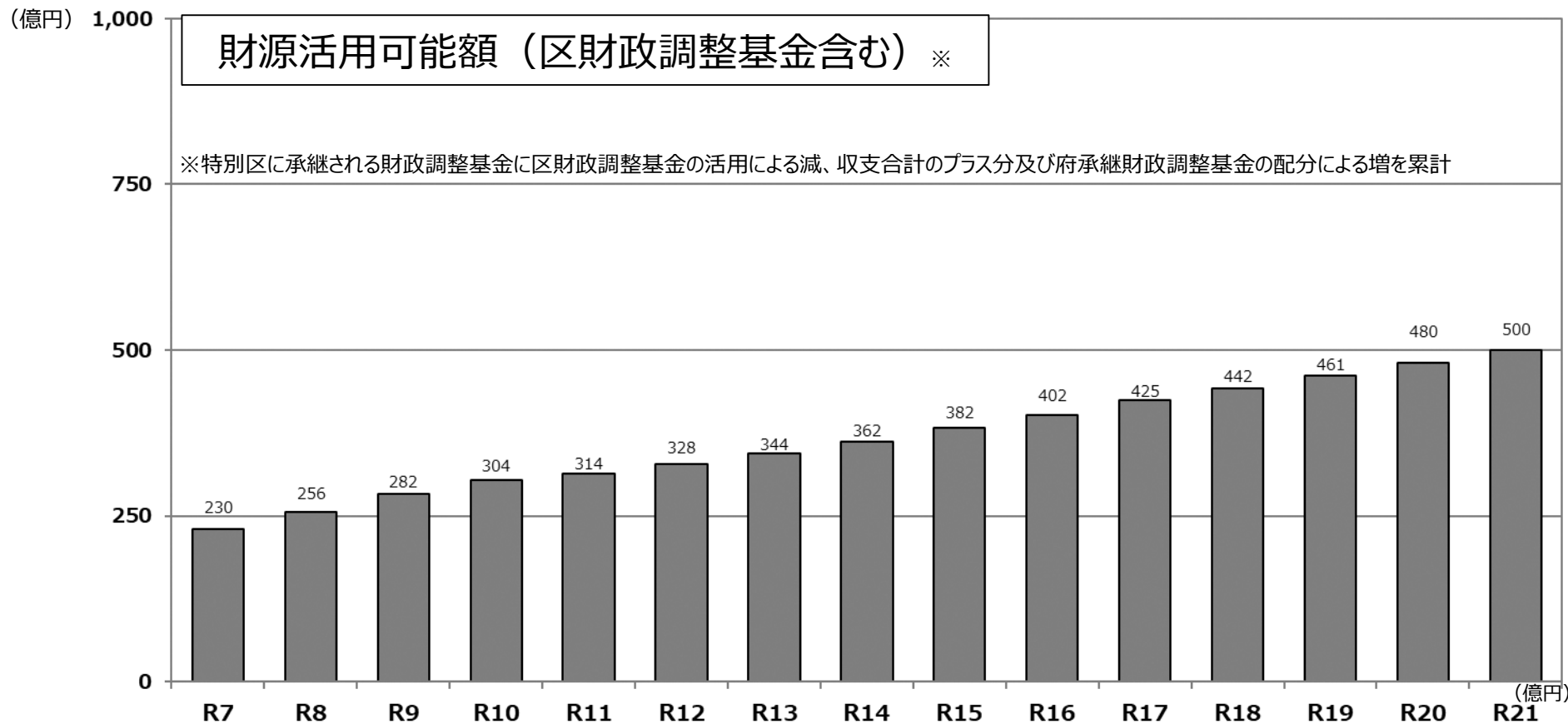


	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
財政収支推計 A	▲ 4	▲ 0	▲ 1	▲ 7	▲ 22	▲ 21	▲ 22	▲ 21	▲ 21	▲ 20	▲ 24	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 22
改革効果額(未反映分) B	17	22	23	25	28	29	31	31	32	33	33	34	33	33	33
組織体制の影響額C	▲ 5	▲ 5	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 5	▲ 3	▲ 2	▲ 1	0	1	2	3	4	4
設置コスト D	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
計 E=A+B+C+D	9	22	22	17	5	9	11	13	16	19	15	18	19	19	20

財源対策後

○収支不足は発生しない

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる

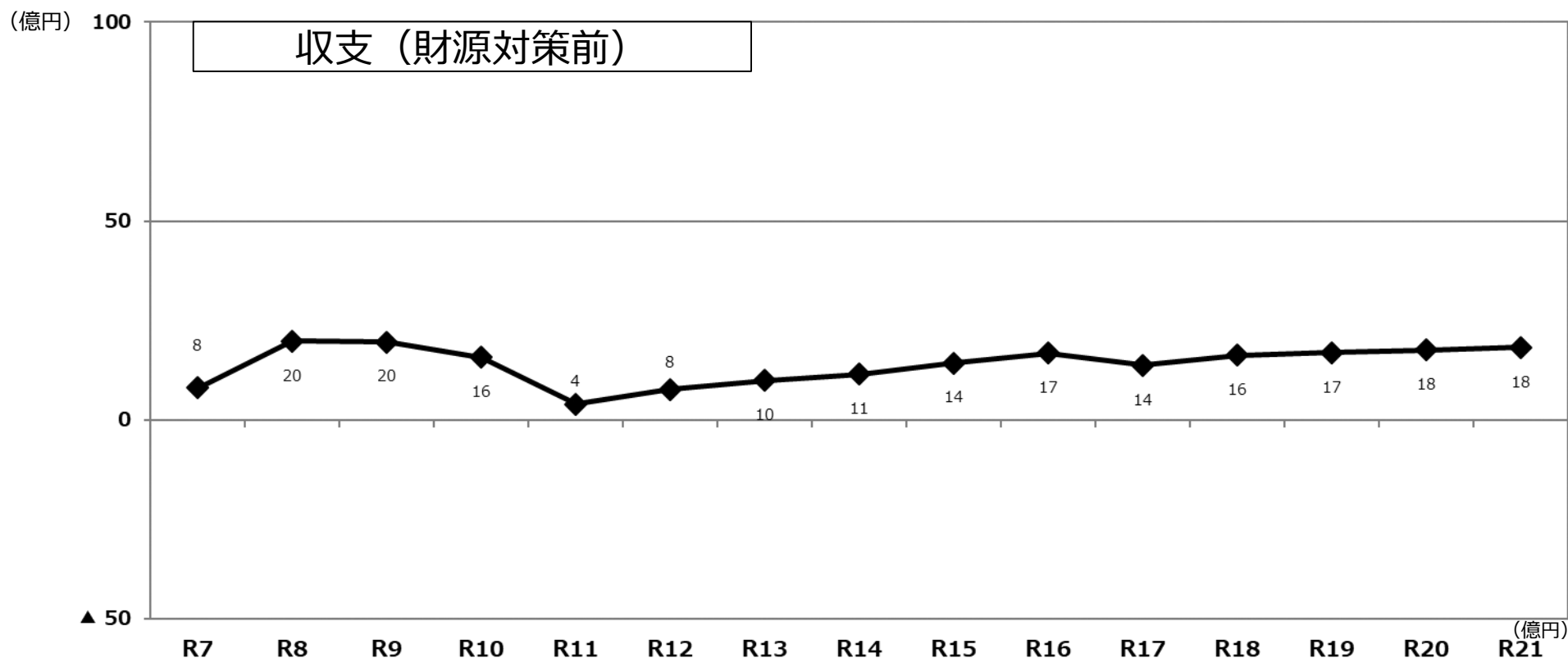


区財政調整基金の活用 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G=E+F	9	22	22	17	5	9	11	13	16	19	15	18	19	19	20
府承継財政調整基金の配分	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	8	0	0	0	0
財源活用可能額 (区財政調整基金含む)	230	256	282	304	314	328	344	362	382	402	425	442	461	480	500

※特別区設置時点で特別区に承継される財政調整基金：約216億円

中央区

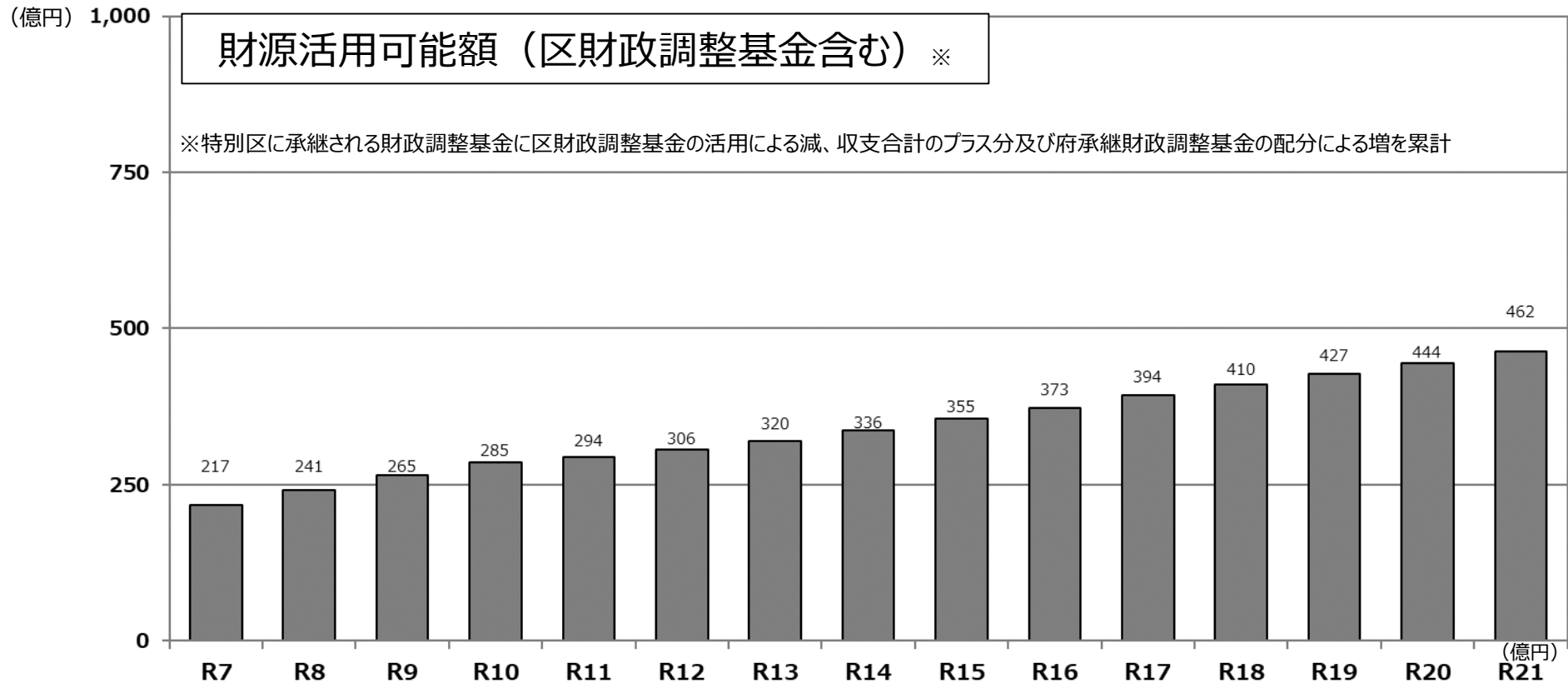
○収支不足は発生しない



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
財政収支推計 A	5	8	7	1	▲ 12	▲ 12	▲ 12	▲ 12	▲ 12	▲ 11	▲ 16	▲ 16	▲ 15	▲ 15	▲ 15
改革効果額(未反映分) B	16	21	22	24	26	28	29	29	31	31	31	32	32	32	31
組織体制の影響額 C	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 6	▲ 5	▲ 4	▲ 3	▲ 2	▲ 1	▲ 0	1	1	2	3
設置コスト D	▲ 7	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 2	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 1
計 E=A+B+C+D	8	20	20	16	4	8	10	11	14	17	14	16	17	18	18

○収支不足は発生しない

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる

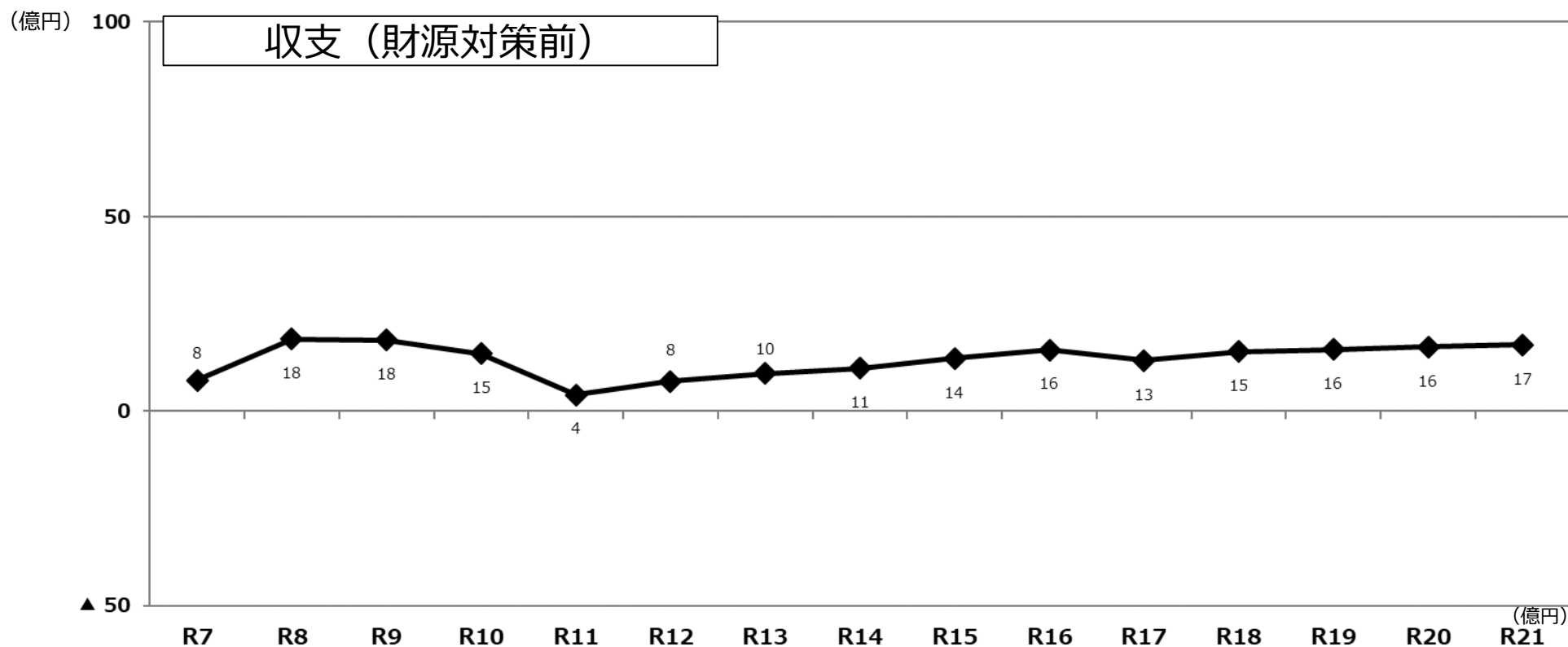


区財政調整基金の活用 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G=E+F	8	20	20	16	4	8	10	11	14	17	14	16	17	18	18
府承継財政調整基金の配分	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	7	0	0	0	0
財源活用可能額 (区財政調整基金含む)	217	241	265	285	294	306	320	336	355	373	394	410	427	444	462

※特別区設置時点で特別区に承継される財政調整基金：約204億円

天王寺区

○収支不足は発生しない

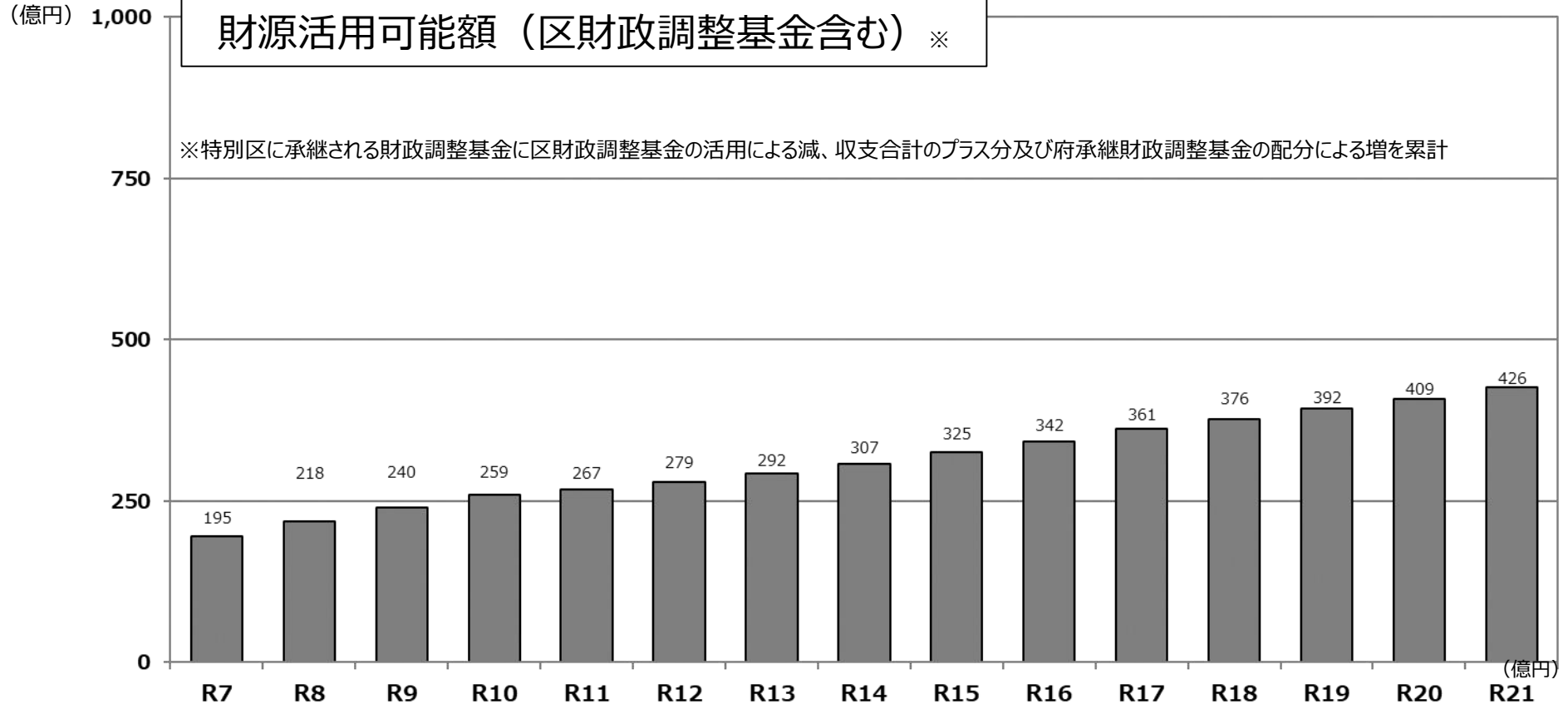


	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
財政収支推計 A	11	14	14	8	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 3	▲ 3	▲ 8	▲ 7	▲ 7	▲ 7	▲ 6
改革効果額(未反映分) B	15	19	20	21	24	25	26	26	27	28	28	29	28	28	28
組織体制の影響額 C	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 3	▲ 3	▲ 1	▲ 1	0	1	2	2	3
設置コスト D	▲ 13	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 9	▲ 9	▲ 9	▲ 9	▲ 9	▲ 8	▲ 8	▲ 8	▲ 8	▲ 8
計 E=A+B+C+D	8	18	18	15	4	8	10	11	14	16	13	15	16	16	17

財源対策後

○収支不足は発生しない

※財源活用可能額の実際の取扱いは、特別区長のマネジメントによる

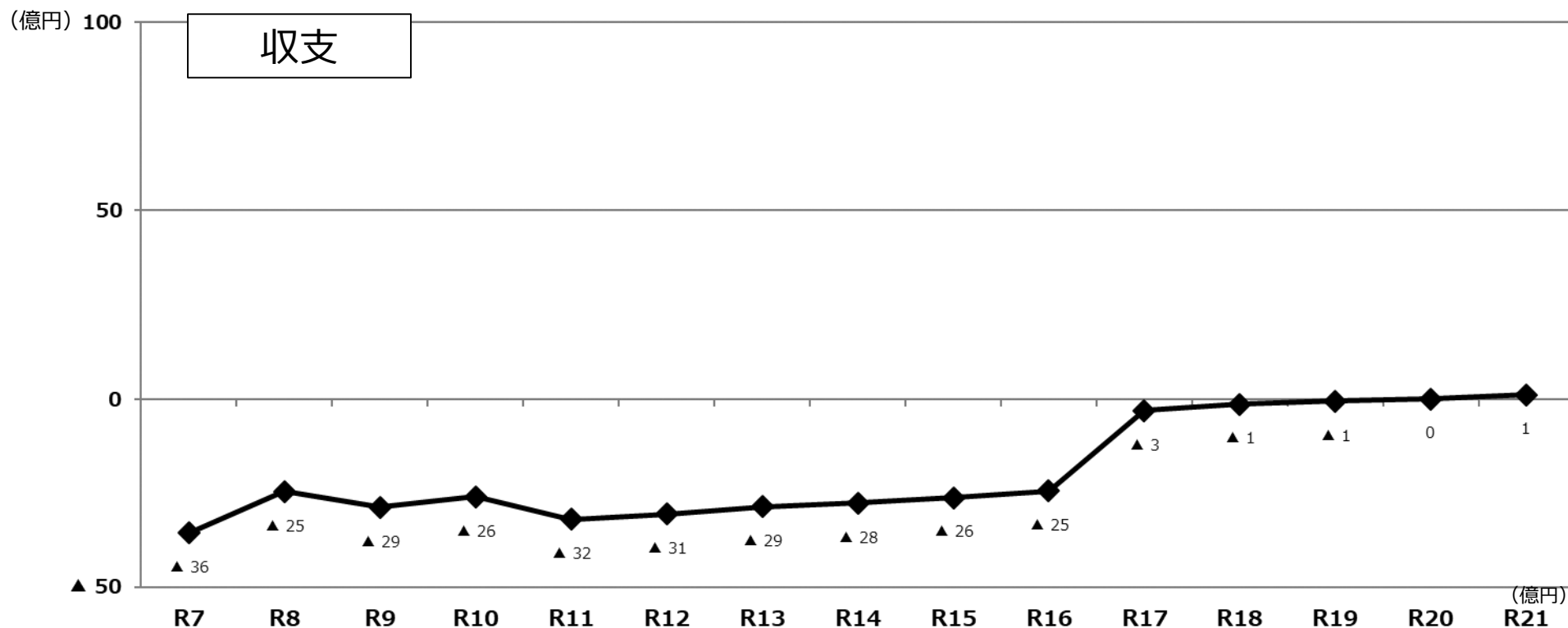


区財政調整基金の活用 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収支合計 G=E+F	8	18	18	15	4	8	10	11	14	16	13	15	16	16	17
府承継財政調整基金の配分	4	4	4	4	4	4	4	4	4	1	6	0	0	0	0
財源活用可能額 (区財政調整基金含む)	195	218	240	259	267	279	292	307	325	342	361	376	392	409	426

※特別区設置時点で特別区に承継される財政調整基金：約183億円

大阪府

○ R7年度～R19年度に収支不足が発生するが、R20年度以降収支不足は解消



	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
財政収支推計 A	▲ 27	▲ 22	▲ 26	▲ 23	▲ 29	▲ 29	▲ 28	▲ 27	▲ 27	▲ 26	▲ 5	▲ 4	▲ 3	▲ 3	▲ 3
改革効果額(未反映分) B	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
組織体制の影響額 C	10	10	10	10	10	11	12	12	13	14	14	15	16	16	16
設置コスト D	▲ 21	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16
計 E=A+B+C+D	▲ 36	▲ 25	▲ 29	▲ 26	▲ 32	▲ 31	▲ 29	▲ 28	▲ 26	▲ 25	▲ 3	▲ 1	▲ 1	0	1

3 参考資料 (1) 前提条件 (詳細)

[歳入]

税・譲与税・税交付金等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村税のうち、法人市町村民税・固定資産税・特別土地保有税・都市計画税・事業所税及び国有資産等所在市町村交付金・特別とん譲与税は、大阪府が賦課徴収し、又は交付・譲与をうける 政令指定都市が行う国府道管理に対して交付される地方譲与税等は、事務移管に伴い大阪府に移転 個人市町村民税など税源の所在地が特定できる税、地方税法等に定める配分基準により交付すべき特別区が特定できる地方譲与税等は特別区ごとに算定し、その他の市町村たばこ税などは、従業員数や人口等で按分
地方交付税 (臨時財政対策債含む)	<ul style="list-style-type: none"> 都区合算算定により、大阪府へ交付 特別区(市町村算定)分の算定については、特別区全域を一つの市とみなし、特別区(中核市並み)の標準的な行政水準における補正係数等を適用 大阪府へ事務移管する「国府道管理」や「病院」、「大学」などに係る基準財政需要額、国府道管理分に対して交付される地方譲与税・税交付金に係る基準財政収入額は大阪府に移し、それ以外は特別区分とする 臨時財政対策債は、市町村算定分に係るものを各特別区の財政調整交付金算定上の財源不足額により按分し、各特別区がそれぞれ発行するものと設定
財政調整財源	<ul style="list-style-type: none"> 法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額及び地方交付税相当額(市町村算定分)(臨時財政対策債を含む)
特別区と大阪府間の配分	<ul style="list-style-type: none"> 財政調整財源の配分割合は、特別区78.7%、大阪府21.3%(ただし、本シミュレーションの試算においては、小中学校給食費無償化(R2年度当初予算)による配分割合への影響を加味(特別区+0.3%、大阪府▲0.3%)) 特別区の設置から10年間は、各年度20億円を特別区に特別加算(R7年度～R16年度)
財政調整交付金の配分(特別区間の配分)	<ul style="list-style-type: none"> 普通交付金94%、特別交付金6% 基準財政需要額の算定では、生活保護費などの義務度の高い経費は実態に応じて算入 基準財政収入額への標準税等の算入率は85% 特別交付金は各特別区の特別な需要等に応じて配分し、特別区設置後の当面の間は、サービスの継続性や安定性に重点を置いて配分
目的税	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市の過去の充当実績をもとに特別区と大阪府へ配分 目的税(都市計画税、事業所税)の配分割合は、特別区53%、大阪府47%

[歳出]

共通	<ul style="list-style-type: none"> 特別区ごとの数値は、実額又は関連性が高いと思われる指標等で推計した各特別区のH28年度歳出決算の数値で按分
人件費	<ul style="list-style-type: none"> 事務分担(案)に基づき、特別区と大阪府に区分したH28年度決算の数値で算定
公債費	<ul style="list-style-type: none"> 償還に係る公債費の負担割合は、特別区72%、大阪府28% 特別区の負担分については、人口で按分

【改革効果額（未反映分）】

改革効果額 （未反映分）	<ul style="list-style-type: none">・ 大阪市の財政に関する将来推計及び「大阪府財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕令和2年2月版」において反映されていない効果について、発現時期に応じて計上・ 事務の移管先で発現する効果額については、移管先に帰属するものとして計上・ 各特別区の効果額は、人口で按分
-----------------	--

【組織体制の影響額】

組織体制の影響額 （人件費）	<ul style="list-style-type: none">・ 職員数の増減に伴う影響額を年次別に試算（大阪市の財政に関する将来推計で見込む職員数の減は除く）・ 事務の移管先で生じる影響額は、移管先で計上・ 特別区の体制整備による影響額は、各特別区の職員数で按分、技能労務職の退職不補充による影響額は、各特別区の人口で按分
-------------------	---

【設置コスト】

設置コスト	<ul style="list-style-type: none">・ 「副首都・大阪にふさわしい大都市制度〈特別区制度（案）〉」（第35回大都市制度（特別区設置）協議会資料）の「13 特別区設置に伴うコスト」に基づいて算定・ 新たに執務室の確保が必要となる対象職員数に基づき、特別区と大阪府にそれぞれ計上・ 特別区にかかる経費は、以下のとおり算出<ul style="list-style-type: none">・ システム改修経費は人口で按分・ 庁舎整備経費は、対象職員数から不足執務室面積を算出し、当該面積分については現大阪市本庁舎（中之島庁舎）を活用することとして算出・ 起債対象事業は、建設事業債75%を充当・ 広報関係経費などその他のイニシャルコストについて、個別の積み上げができない項目は、均等割り等で按分・ ランニングコストについて、個別の積み上げができない項目は、人口等で按分
-------	--

【特別区に承継される財政調整基金】

特別区に承継される 財政調整基金	<ul style="list-style-type: none">・ 特別区に承継される財政調整基金の額は、以下のとおり算出した<ul style="list-style-type: none">・ 市「粗い試算」に示されている（参考）財政調整基金残高1,300億円（R2年度末、弁天町駅前開発土地信託事業への対応分191億円を除く）を反映・ R3年度～R6年度の大阪市の財政に関する将来推計による財政収支不足額（▲311億円）を反映・ 市立高校の大阪府への移管（+51億円 R4年度～R6年度）及び万博会場建設費（大阪市負担分）のうち特別区設置後に生じる額として、大阪府に基金として承継することによる影響額（▲39億円）を反映・ R3年度～R6年度の改革効果額(未反映分)、組織体制の影響額、設置コスト（▲42億円）を反映・ 大阪府に承継する財務リスク（損失補償）の引当財源（大阪府で管理） ▲185億円 を反映
---------------------	--

3 参考資料 (2) AB項目関係の改革効果額(未反映分)の内訳 (一般財源・継続的效果のみ)

※数値については、R21年度時点の推計値

項目		改革効果額	効果の内容
(百万円)			
地下鉄		29,448	◆ 地下鉄事業の民営化による一般会計からの繰出金削減や固定資産税等の収入及び株式配当収入(民営化後の試算)を見込む
一般廃棄物	収集輸送	6,921	◆ 収集輸送事業にかかる業務の効率化、職員の退職不補充による民間委託拡大による経費削減を見込む
	焼却処理	3,207	◆ 焼却処理事業にかかる工場稼働体制の見直し及び民間運営・民間委託の拡大等による経常経費の削減を見込む
下水道		581	◆ クリアウォーターOSAKA株式会社が運転維持管理業務を実施するにあたり、より効率的な事務執行体制を構築することによる削減を見込む
バス		2,334	◆ バス事業の民営化による一般会計からの繰出金や運営補助金の削減に加え、法人市民税などの増収を見込む
港湾		218	◆ 港湾管理者統合により、施設の集約・再編等を行うなど、物流機能の強化を図ることによる大阪港・堺泉北港・阪南港の入港料等の増収を見込む
産業技術総合研究所 工業研究所		66	◆ 両研究所の統合に伴う役職員や管理費等の削減を見込む
公衆衛生研究所 環境科学研究所		92	◆ 栄養専門学校廃止に伴う人員削減、両研究所の統合に伴う管理部門職員の削減を見込む

財政シミュレーションの反映額			財政シミュレーション 反映時の控除
(百万円)			
			※R2年度までの 予算反映分等
7,602	特別区	7,102	21,846
	大阪府	500	
2,904	特別区	2,904	4,017
	大阪府	0	
1,288	特別区	1,288	1,919
	大阪府	0	
25	特別区	25	556
	大阪府	0	
111	特別区	40	2,223
	大阪府	71	
54	特別区	16	164
	大阪府	38	
31	特別区	22	35
	大阪府	9	
8	特別区	8	84
	大阪府	0	

項目	改革 効果額	効果の内容
(百万円)		
病院	4,529	◆ 府市病院に対する繰出金、負担金の削減を見込む
公営住宅	491	◆ 大阪市の公社委託料削減額を計上
保健医療財団 環境保健協会	253	◆ 大阪府保健医療財団における、大阪府財政構造改革プラン(案)に基づく運営費補助の見直し及び経営改善等による大阪府補助金の削減額を計上
弘済院	198	◆ 養護老人ホーム廃止による経費削減額を計上
大型児童館 ビッグバン キッズプラザ大阪	143	◆ ビッグバンにおける業務内容の見直し及びキッズプラザ大阪におけるこれまでの収支改善の取組みによる経費削減額を計上
こども青少年施設	131	◆ 大阪府・大阪市施設の役割分担に基づき、伊賀青少年野外活動センター、びわ湖青少年の家及び青少年センターを見直し、3施設の運営経費の削減額を計上
大学	371	◆ 運営費交付金の削減額を計上
ドーンセンター クレオ大阪	87	◆ 大阪市施設の全体最適化によるクレオ大阪（4館）の経費削減額を計上

財政シミュレーションの反映額			財政シミュレーション 反映時の控除
(百万円)			
100	特別区	100	4,429
	大阪府	-	
0	特別区	-	491
	大阪府	-	
0	特別区	-	253
	大阪府	-	
0	特別区	-	198
	大阪府	-	
0	特別区	-	143
	大阪府	-	
0	特別区	-	131
	大阪府	-	
0	特別区	-	371
	大阪府	-	
0	特別区	-	87
	大阪府	-	

3 参考資料 (2) AB項目関係の改革効果額(未反映分)の内訳 (一般財源・継続的效果のみ)

項目	改革効果額	効果の内容
(百万円)		
障がい者スポーツセンター	71	◆ 障がい者交流促進センター（ファインプラザ）の指定管理者制度導入及び舞洲障がい者スポーツセンター宿泊施設の運営方法の見直しによる経費削減額を計上
消防	47	◆ 消防学校の運営の一元化に伴う運営経費の削減額等を計上

財政シミュレーションの反映額			財政シミュレーション反映時の控除
(百万円)			
0	特別区	-	71
	大阪府	-	
0	特別区	-	47
	大阪府	-	

合計	49,188
----	--------

財政シミュレーション反映(合計)	12,123	
	特別区	11,505
	大阪府	618
* 税収増に伴う地方交付税の減額等	特別区	1,258
	大阪府	308
財政シミュレーション反映(地方交付税等への影響について勘案後)	10,557	
	特別区	10,247
	大阪府	310

■ (参考) AB項目関係の改革効果額(未反映分)について

〔基本的考え方〕

大阪府・大阪市における改革効果(一般財源ベース)を試算の上、現時点で確認できる数値を用いて年次推計を実施

(改革効果額の試算)

- H23年の大阪府市統合本部設置以降の大阪府・大阪市の改革の取組みのうち、A B項目及び市政改革プランについて、財政的效果を試算(機能充実のための投資や経営形態の移行経費等は勘案していない)
- 市政改革プラン分は、特別区設置から4年目以降に漸次効果が発現するものと想定して試算

(大阪市の財政に関する将来推計等との整合)

- 大阪市の財政に関する将来推計及び「大阪府財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕令和2年2月版」に既に織り込まれている下記の改革効果額を控除
 - ・A B項目のうち、R2年度までの予算や将来的な改革効果として反映されているもの
 - ・市政改革プラン関係(施策・事業の見直し・再構築等)のうち、R2年度までの予算に反映されているもの

(地方交付税等への影響)

- 地下鉄株式会社化、バス事業譲渡等による市税・府税の増収に伴う地方交付税の減額分等を控除

(改革効果額(未反映分)の配分)

- 特別区と大阪府の改革効果額(未反映分)の配分については、事務分担(案)をふまえて区分(事務の移管先で発現するものは、移管先に帰属するものとして算定)
- 各特別区の反映額は、人口(H27年国勢調査)で按分

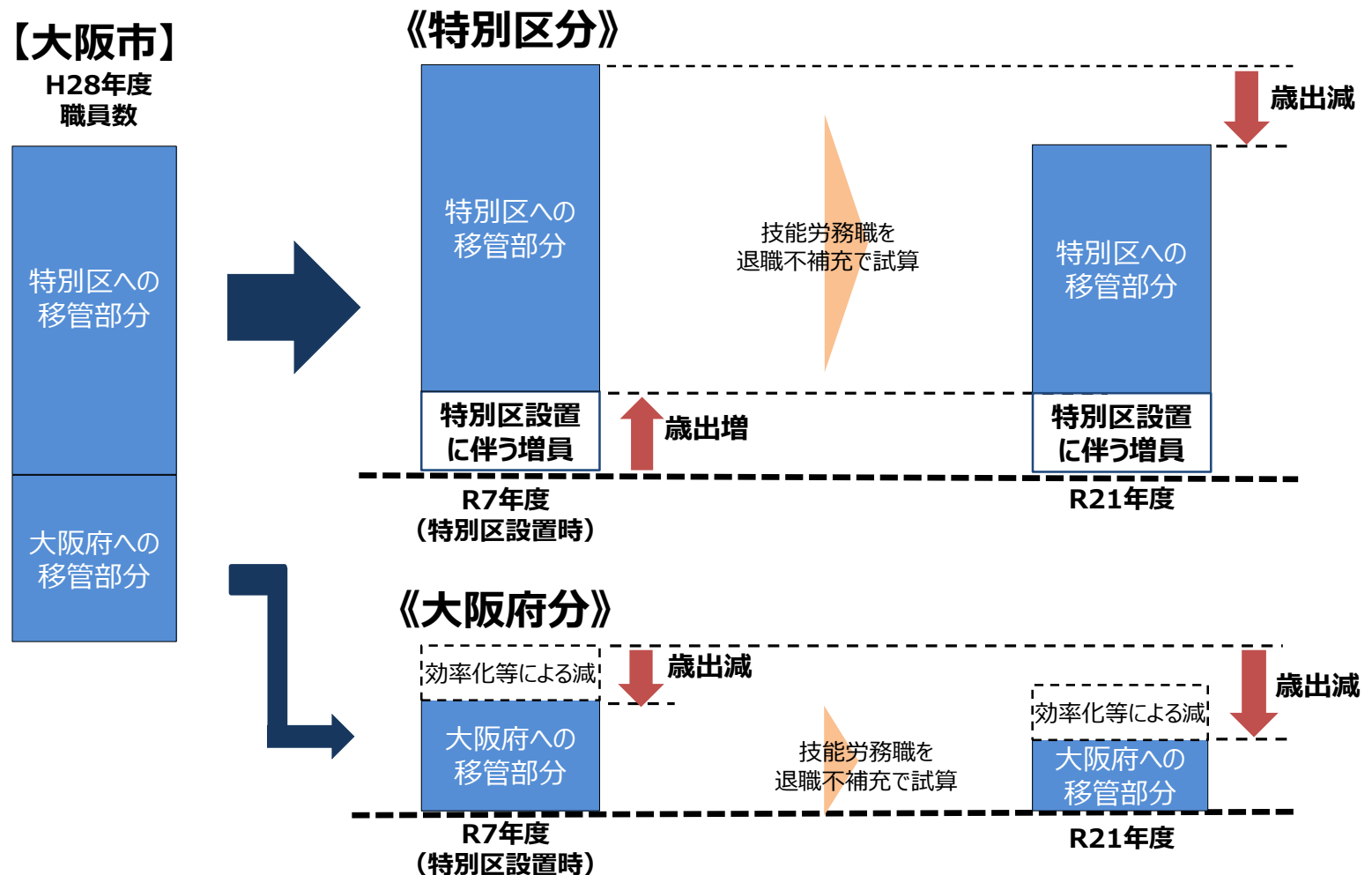
3 参考資料 (3) 組織体制の影響額

【基本的な考え方】

- ① 現在の大阪市職員数を特別区移管と大阪府移管に分割（大阪府から特別区へ移管される職員を含む）
- ② 特別区設置に伴う体制整備の増員（歳出増）及び、技能労務職の退職不補充による減員（歳出減）を年次別に試算
- ③ ①の分割後職員数と、②の増員及び減員を反映した職員数の人数差に人件費単価を乗じて、影響額を算定
（R11年度までは、市「粗い試算」において技能労務職の退職不補充による人件費削減が織り込まれているため、減員（歳出減）は、R12年度以降について算定）

※ 学校の技能労務職は算定の対象とし、経営形態見直し部門は対象外

◆算定イメージ



3 参考資料 (4) 設置コスト

[基本的な考え方]

「副首都・大阪にふさわしい大都市制度<<特別区制度(案)>>」(第35回大都市制度(特別区設置)協議会資料)の「13 特別区設置に伴うコスト」に基づいて算定

(起債対象事業については建設事業債75%を充当し、償還していくものとして年次推計を実施した)

(単位:百万円)

項目		総額	特別区全体	大阪府
イニシャルコスト	システム改修経費	18,199	15,599	2,600
	庁舎整備経費	4,622	3,464	1,158
	庁舎等改修経費	4,142	3,464	678
	民間ビル賃借保証金	480	—	480
	移転経費	431	407	23
	その他経費	867	867	—
	合計	24,119	20,337	3,781
ランニングコスト	システム運用経費	3,238	2,138	1,100
	民間ビル賃借料	▲348	▲828	480
	各特別区に新たに必要となる経費	48	48	—
	合計	2,938	1,358	1,580

3 参考資料 (5) 財政シミュレーション計数表

特別区全体

財政収支推計A

(億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
歳出 ア	6,478	6,516	6,537	6,599	6,688	6,686	6,687	6,686	6,685	6,682	6,680	6,677	6,677	6,676	6,675
人件費	1,340	1,302	1,307	1,277	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270
公債費・財務リスク	985	1,015	1,002	1,041	1,076	1,074	1,075	1,075	1,073	1,070	1,068	1,066	1,065	1,064	1,063
その他	4,153	4,199	4,228	4,281	4,342	4,342	4,342	4,342	4,342	4,342	4,342	4,342	4,342	4,342	4,342
歳入 イ	6,503	6,553	6,571	6,611	6,648	6,648	6,648	6,648	6,648	6,648	6,628	6,628	6,628	6,628	6,628
税、臨財債、譲与税等	2,870	2,892	2,911	2,931	2,949	2,949	2,949	2,949	2,949	2,949	2,949	2,949	2,949	2,949	2,949
財政調整交付金・ 目的税交付金	3,632	3,662	3,660	3,680	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699	3,699	3,679	3,679	3,679	3,679	3,679
財政収支推計A イーア	25	37	34	13	▲ 40	▲ 38	▲ 39	▲ 38	▲ 36	▲ 34	▲ 52	▲ 49	▲ 48	▲ 48	▲ 46

■ 改革効果額（未反映額）Bの内訳

（億円）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
AB項目	61	80	83	87	95	98	101	99	101	102	102	104	103	103	102
地下鉄	53	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71
一般廃棄物	17	19	22	27	34	38	40	39	41	41	42	43	43	42	42
下水道	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
バス	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
港湾	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
産業技術総合研究所・工業研究所	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
公衆衛生研究所・環境科学研究所	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
病院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
▲地方交付税の減額等	▲ 11	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13
市政改革プランR2年度以降見込分	0	0	0	2	5	7	10	12	15	17	17	17	17	17	17
プール管理運営	0	0	0	2	3	5	6	8	10	11	11	11	11	11	11
スポーツセンター管理運営	0	0	0	0.3	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2
委託老人福祉センター	0	0	0	0.2	0.5	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2
子育て活動支援事業	0	0	0	0.2	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
（屋内）プール管理運営	0	0	0	0.1	0.3	0.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
改革効果額（未反映分）B 計	61	80	83	90	99	105	110	112	116	119	119	121	120	120	119

3 参考資料 (5) 財政シミュレーション計数表

■ 組織体制の影響額Cの内訳

(億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
歳出増	▲ 21	▲ 21	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 23	▲ 23	▲ 24	▲ 24	▲ 24	▲ 25	▲ 25	▲ 26	▲ 26	▲ 26
歳出減	0	0	0	0	0	4	9	13	18	23	27	30	33	36	39
組織体制の影響額C 計	▲ 21	▲ 21	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 19	▲ 14	▲ 10	▲ 6	▲ 2	2	5	8	11	13

■ 設置コストDの内訳

(億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
イニシャルコスト	▲ 14	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 2
システム改修経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
庁舎等改修経費	▲ 8	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 2
移転経費	▲ 4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費	▲ 1	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 0.3
ランニングコスト	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 15	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13	▲ 13
システム運用経費	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21	▲ 21
民間ビル賃借料	3	3	3	4	4	6	6	6	6	6	9	9	9	9	9
各特別区に新たに必要となる経費	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5
設置コストD 計	▲ 32	▲ 19	▲ 19	▲ 19	▲ 20	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 18	▲ 15	▲ 14	▲ 14	▲ 14	▲ 15

大阪府

○特別区までの改革効果額（未反映分）・組織体制の影響額・設置コスト【大阪府分】

財政的影響額（+改善額 ▲悪化額）の試算は、以下のとおり

（億円）

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
改革効果額（未反映分）	▲1	▲1	0.1	0.3
組織体制の影響額	-	▲0.4	▲0.8	▲1.2
設置コスト	-	▲7	▲13	▲13
合計	▲1	▲8	▲14	▲14

※ 円滑な特別区設置のため、段階的に職員採用、システム改修等を実施することとして推計

■ 組織体制の影響額Cの内訳

(億円)

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20	R 21
歳出増	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳出減	10	10	10	10	10	11	12	12	13	14	14	15	16	16	16
組織体制の影響額C 計	10	10	10	10	10	11	12	12	13	14	14	15	16	16	16

■ 設置コストDの内訳

(億円)

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19	R 20	R 21
イニシャルコスト	▲ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
システム改修経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
庁舎等改修経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間ビル賃借保証金	▲ 5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移転経費	▲ 0.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ランニングコスト	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16
システム運用経費	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11	▲ 11
民間ビル賃借料	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5	▲ 5
設置コストD 計	▲ 21	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16	▲ 16

3 参考資料 (6) 大阪府の財政収支

- 大阪府の財政収支は、「特別区設置後の財政調整に係る収支」と「現在の大阪府に係る収支」との単純合計により、判断することはできない

特別区設置後の財政調整に係る収支

- ◆ 財政シミュレーションによる大阪府の収支 (財シ-16参照)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
計E=A+B+C+D	▲ 36	▲ 25	▲ 29	▲ 26	▲ 32	▲ 31	▲ 29	▲ 28	▲ 26	▲ 25	▲ 3	▲ 1	▲ 1	0	1

(億円)

基本的な考え方

- ◆ 現在大阪市が担っている役割のうち、大阪府が担うこととなるものは、事務分担に応じて配分された財源と自主財源をマネジメントしながら対応

➤ 財政調整の透明性を確保

- ・ 財政調整制度における特別区と大阪府に係る経理は全て「財政調整特別会計」で行う
- ・ 財政調整制度の運用状況や大阪府に配分された財政調整財源の充当状況などを公表

- ◆ 現在大阪府が担っている役割は、従来の府税等をマネジメントしながら対応

現在の大阪府に係る収支

◆ 大阪府「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕」令和2年2月版の収支 (財シ-36.37参照) (億円)

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
収支不足額	▲ 470	▲ 550	▲ 270	▲ 520	▲ 510	▲ 500	▲ 920	▲ 320	▲ 270	▲ 210	▲ 220	▲ 190	▲ 210

規律ある財政運営の取組みを継続

(参考) 令和2年度 大阪府行政経営の取組み (令和2年2月) (抜粋)

【財政規律の確保】

- 財政再建は道半ばであり、依然として厳しい財政状況が続く中、令和2年度以降も多額の収支不足が見込まれることから、これまでの改革の取組みを継承しつつ、財政運営基本条例に基づき、将来世代に負担を先送りしないよう、健全で規律ある財政運営を行います。

《収支不足への対応》

「具体的取組み編」に掲げる歳入確保や歳出の見直しについて検討・具体化をすすめるとともに、それでもなお収支不足額が生じる場合は、財政調整基金を機動的に活用したうえで、年度を通じた効果的・効率的な予算執行により対応していきます。

《減債基金積立不足額の計画的解消》

令和6年度末までの減債基金の復元完了をめざします(ただし、税収の急激な落ち込み等不測の事態が生じた場合は、柔軟に対応します)。

- ・ 減債基金積立不足額(令和2年度末見込み) 1,053億円

(注) 財政再建団体転落回避のため、平成13~19年度の間、減債基金から合計5,202億円の借入れを実施したため、減債基金残高が積み立てておくべき額に比して不足)

《財政調整基金の確保》

財政リスクの対応については、財政運営基本条例に基づく目標額(令和9年度末までに1,400億円)の確保に努めます。

- ・ 財政調整基金残高(令和2年度末見込み) 1,043億円

(参考資料 財シ-34.35参照)

3 参考資料 (6) 大阪府の財政収支

《参考①》

【減債基金の計画的な復元】

○財源不足を補うために借り入れた5,202億円について、H21年度から計画的に復元 (R2年度：264億円復元)

＜参考 実質公債費比率の推移＞

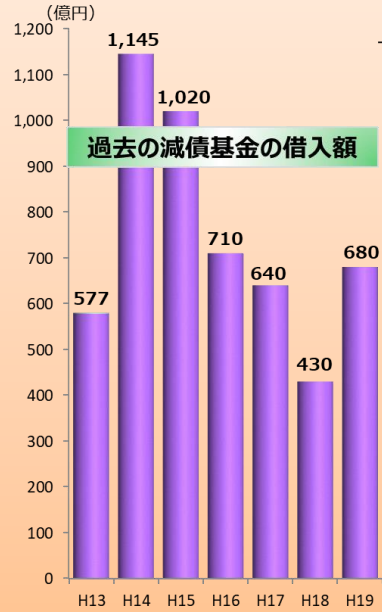
○右グラフのとおり減債基金の計画的な復元を行った場合の実質公債費比率の推移

R2	R3	R4	R5	R6
15.6	15.4	15.3	15.2	14.7
R7	R8	R9	R10	R11
14.6	13.8	12.9	11.5	11.2

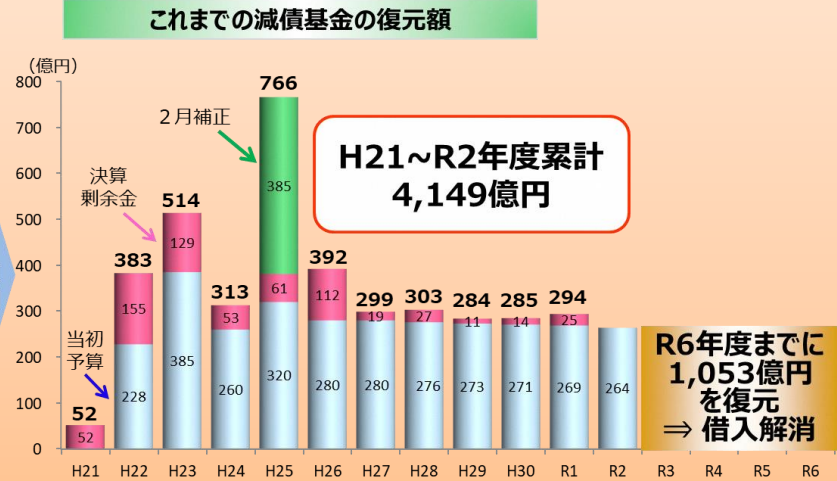
(%)

※実質公債費比率

地方財政法及び財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去3年度間平均のこと
この比率が18%以上になると起債許可団体に、25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる



H20借入
減債基金借入累計額 5,202億円
ストップ



(出典) 「大阪府の財政状況等について」R元年11月版等をもとに副首都推進局にて編集
大阪府「財政状況に関する中長期試算(粗い試算)」R2年2月版(一部編集)

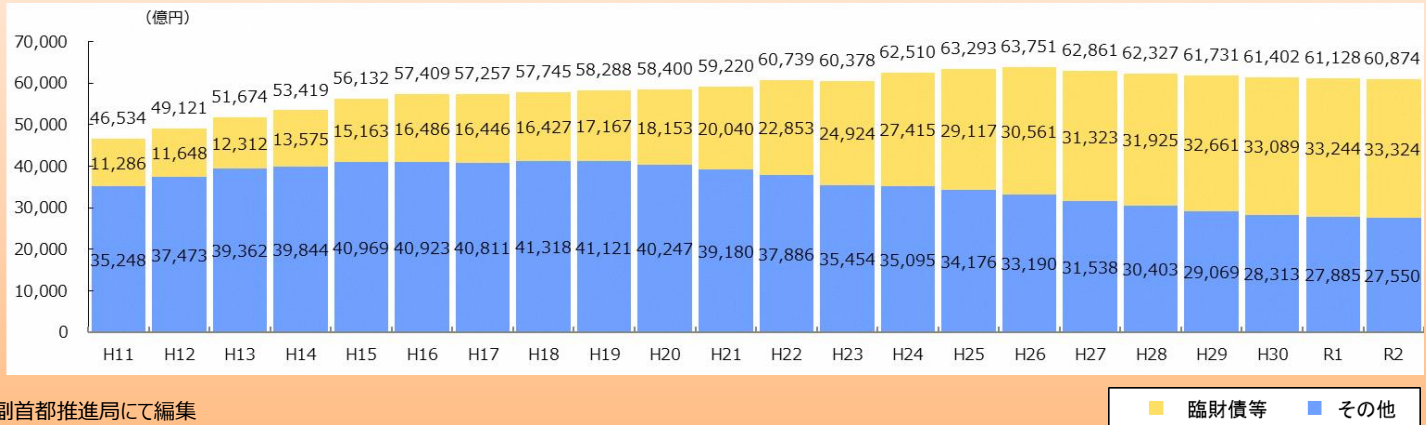
《参考②》

【府債残高の推移】

○臨財債等を除く府債残高は、H19年度から14年連続で減少
○全会計の府債残高はH27年度から6年連続で減少

※ H30年度までは決算額、R元年度は最終予算ベース、R2年度は当初予算ベース
※ 臨財債等：税や交付税の代替として発行したもの(臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、減収補填債)
※ その他：「全会計」から「臨財債等」を除いたもの(地方財政法第5条に基づき公共施設又は公用施設の建設事業費の財源に充当した府債等)

＜府債残高の推移(全会計)＞



(出典) 「大阪府の財政状況等について」R元年11月版等をもとに副首都推進局にて編集

《参考③》

【財政調整基金への積立目標額】

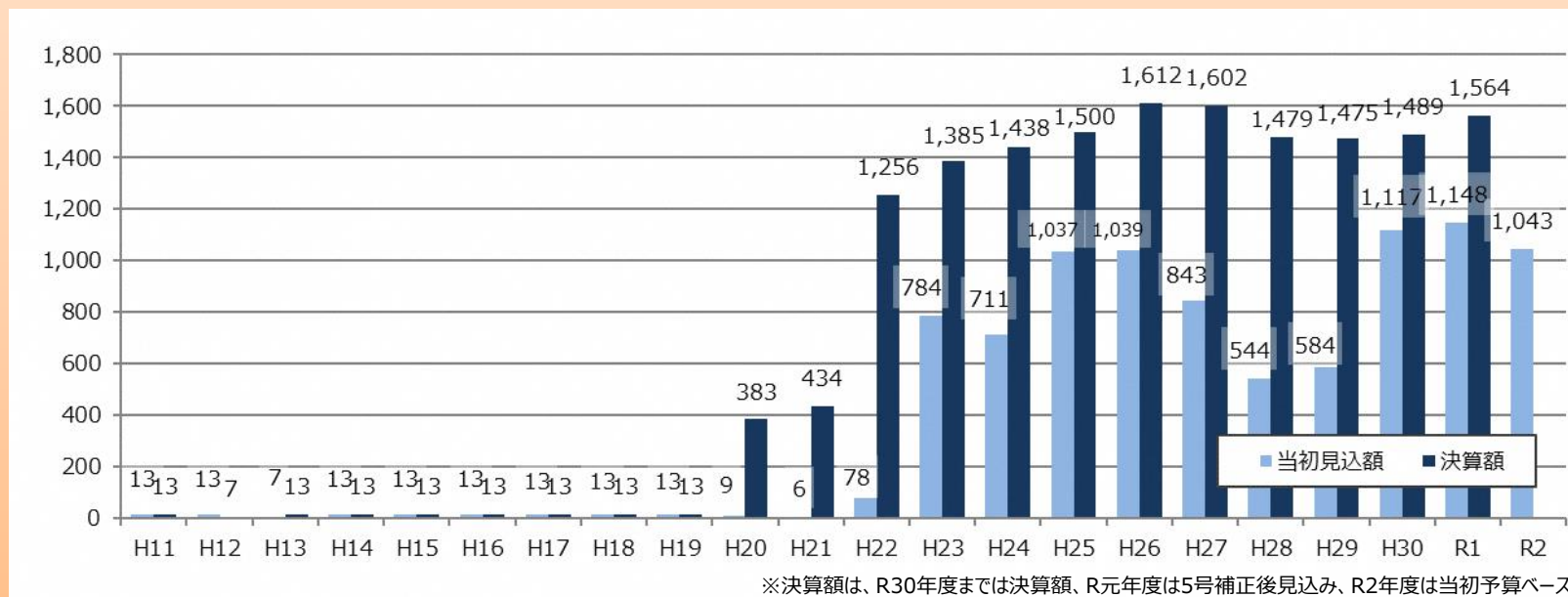
○財政運営基本条例第19条の規定に基づき、府税収入の急激な減少、災害に伴う歳出の増加その他臨時的な歳入の減少又は歳出の増加を伴う事象に対応するために、10年以内に達成すべき財政調整基金の積立目標額を積算

＜財政調整基金への積立目標額＞

以下の考え方をもとにR9年度末時点の積立目標額を1,400億円と設定
(H29年度末試算)

- ① 税収の急減、災害等 600億円
- ② 出資法人債務に係る損失補償等 74億円
- ③ その他（事業進捗により発生する可能性のあるリスク） 640億円

＜財政調整基金残高（年度末）の推移＞



(出典) 大阪府「財政状況に関する中長期試算（粗い試算）」R2年2月版（一部要約）
大阪府「令和2年度当初予算案の概要」等をもとに副首都推進局にて編集

3 参考資料 (6) 大阪府の財政収支

大阪府「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕令和2年2月版」(抜粋)

■財政収支の推計 (令和2年2月試算・概算)

5

(単位：億円)

区 分		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
歳 入	府税・特別法人事業譲与税	14,949	15,360	15,380	15,610	15,830	15,780	16,130	16,540	16,510
	交付税等 (臨時財政対策債等含む)	4,124	4,240	4,290	4,290	4,130	4,230	4,090	3,720	3,810
	その他一般歳入	318	310	310	310	310	310	310	310	310
	特定財源	6,456	6,600	6,730	6,580	6,540	6,450	6,440	6,450	6,430
	国庫支出金	2,118	2,070	2,080	2,110	2,090	2,090	2,080	2,100	2,100
	府債 (臨時財政対策債等除く)	840	1,000	1,090	970	940	880	880	870	850
	貸付金償還金等	3,498	3,530	3,560	3,500	3,510	3,480	3,480	3,480	3,480
歳入合計(A)	25,847	26,510	26,710	26,790	26,810	26,770	26,970	27,020	27,060	
歳 出	人件費	6,932	6,880	6,870	6,810	6,800	6,810	6,770	6,820	6,860
	退職手当	494	440	420	350	320	300	240	280	290
	退職手当以外	6,438	6,440	6,450	6,460	6,480	6,510	6,530	6,540	6,570
	社会保障関係経費	5,343	5,500	5,650	5,810	5,960	5,960	5,960	5,960	5,960
	公債費	3,271	3,260	3,400	3,280	3,370	3,520	3,530	3,480	3,730
	税関連歳出	2,914	3,170	3,130	3,180	3,140	3,280	3,420	3,360	3,400
	投資的経費	1,693	1,840	2,010	1,970	1,960	1,780	1,800	1,770	1,750
	公共	1,076	1,010	1,020	1,080	1,040	1,050	1,060	1,080	1,080
	単独	617	830	990	890	920	730	740	690	670
	一般施策経費	5,951	6,000	5,960	6,080	5,970	5,890	6,040	5,900	5,880
歳出合計(B)	26,104	26,650	27,020	27,130	27,200	27,240	27,520	27,290	27,580	
単年度収支 (C)=(A)-(B)	▲ 257	▲ 140	▲ 310	▲ 340	▲ 390	▲ 470	▲ 550	▲ 270	▲ 520	
<参考>実質収税	12,076	12,240	12,290	12,470	12,740	12,550	12,760	13,230	13,160	
実質公債費比率	15.6%	15.4%	15.5%	15.6%	15.5%	15.9%	15.6%	14.8%	13.5%	
減債基金還元積立額 (D)	264	260	260	260	260					
■収支不足額 (E)=(C)-(D)	▲ 521	▲ 400	▲ 570	▲ 600	▲ 650	▲ 470	▲ 550	▲ 270	▲ 520	
上記還元積立後の実質公債費比率	15.6%	15.4%	15.3%	15.2%	14.7%	14.6%	13.8%	12.9%	11.5%	

※ 令和2年度については、端数処理の関係上、各項目の合計額が合わないことがある

■実質公債費比率

地方財政法及び財政健全化法に基づく指標で、標準的な財政規模に対する実質的な公債費相当額の占める割合の過去3年度間平均のこと。
この比率が18%以上になると起債許可団体に、25%以上になると「財政健全化団体」に、35%以上になると「財政再生団体」になる。

■財政収支の推計（令和2年2月試算・概算）

（単位：億円）

区 分		令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)	令和18年度 (2036)	令和19年度 (2037)
歳 入	府税・特別法人事業譲与税	16,670	16,870	16,610	16,990	16,820	16,820	16,820	16,820	16,820
	交付税等（臨時財政対策債等含む）	3,700	3,420	3,670	3,380	3,400	3,330	3,280	3,250	3,220
	その他一般歳入	310	310	310	310	310	330	330	330	330
	特定財源	6,460	6,440	6,390	6,360	6,360	6,340	6,350	6,350	6,360
	国庫支出金	2,100	2,110	2,100	2,100	2,100	2,090	2,100	2,100	2,110
	府債（臨時財政対策債等除く）	880	850	810	780	780	770	770	770	770
	貸付金償還金等	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
	歳入合計(A)	27,140	27,040	26,980	27,040	26,890	26,820	26,780	26,750	26,730
歳 出	人件費	6,860	6,890	6,910	6,920	6,950	6,930	6,950	6,960	6,990
	退職手当	270	300	310	320	340	310	320	330	370
	退職手当以外	6,590	6,590	6,600	6,600	6,610	6,620	6,630	6,630	6,620
	社会保障関係経費	5,960	5,960	5,960	5,960	5,960	5,960	5,960	5,960	5,960
	公債費	3,730	3,670	3,940	3,350	3,220	3,120	3,050	3,010	2,970
	税関連歳出	3,440	3,380	3,480	3,580	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480
	投資的経費	1,780	1,760	1,710	1,670	1,670	1,660	1,660	1,660	1,670
	公共	1,090	1,100	1,080	1,040	1,040	1,030	1,030	1,030	1,040
	単独	690	660	630	630	630	630	630	630	630
	一般施策経費	5,880	5,880	5,900	5,880	5,880	5,880	5,900	5,870	5,870
	歳出合計(B)	27,650	27,540	27,900	27,360	27,160	27,030	27,000	26,940	26,940
単年度収支(C)=(A)-(B)		▲ 510	▲ 500	▲ 920	▲ 320	▲ 270	▲ 210	▲ 220	▲ 190	▲ 210
＜参考＞実質収支		13,280	13,540	13,180	13,470	13,390	13,410	13,410	13,410	13,410
実質公債費比率		13.1%	12.4%	12.1%	11.7%	10.5%	9.6%	8.6%	8.4%	8.3%
減債基金還元積立額(D)										
■収支不足額(E)=(C)-(D)		▲ 510	▲ 500	▲ 920	▲ 320	▲ 270	▲ 210	▲ 220	▲ 190	▲ 210
上記還元積立後の実質公債費比率		11.2%	10.4%	10.1%	10.0%	9.5%	9.3%	8.6%	8.4%	8.3%